

型式適合認定建物への適用時の留意事項について

2016.3.1

日本建築総合試験所 性能評定課

当法人の建築技術性能証明において、主に小規模建築物を適用範囲とした複合地盤補強工法（直接基礎下の地盤支持力+杭状地盤補強材支持力）の証明を行っています。当該工法を型式適合認定建物に適用する場合、以下の留意事項がありますのでご注意ください。

- ・当法人の証明は、証明工法による地盤補強を型式適合認定上のC地盤（平面地盤補強）として採用できることを証明したものではありません。
- ・型式適合認定建物への当該工法の採用においては、型式適合認定における基礎等の設計条件と補強材の配置や分担力を検討する必要があります。一般に、型式適合認定での基礎および基礎梁の検討で一様地反力のみしか考慮していない場合は、杭状地盤補強材による支点反力の影響が基礎および基礎梁の型式仕様に反映されていないので、複合地盤補強工法を採用できないと考えられます。
- ・確認申請時には、設計者は地盤説明書等において当該工法による地盤補強が型式適合認定建物に採用できることを説明し、建築主事等は当該工法の採否を含めて工法が適切に採用されているか（型式適合認定の適用範囲に合致するか）を判断する必要があります。

以上